# 鹿児島県公報

令和4年3月25日(金)第297号



そ 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 
集 総 務 部 学 事 法 制 課 定例発行日(毎週火,金)

月 次
-----

(※については例規集登載事項)

ページ

条 例

- ○鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例(※) (議事課取扱い)2
- ○鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例(※)
  - (人事課取扱い) 2
- ○鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(※) (人事課取扱い) 5
- ○鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関

する条例の一部を改正する条例(※)

(人事課取扱い) 5

○鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例(※)

- (財政課取扱い) 7
- ○鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例(※)
  - (税務課取扱い) 11
- ○鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例(※)
  - (総務事務センター取扱い) 12
- ○鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例(※) 「環境林務課取扱い)13
- ○鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(※)
  - (国民健康保険課取扱い) 14
- ○鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例(※)
- (社会福祉課取扱い) 15
- ○鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例(※)
  - (産業立地課取扱い) 15
- ○鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例(※)
- (教職員課取扱い) 15
- ○鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(※)
  - (文化財課取扱い) 16
- ○鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例(※)
  - (警務課取扱い) 16

条 例

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条 例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県条例第4号

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関す る条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条 例(平成10年鹿児島県条例第2号)の一部を次のように改正する。

.....

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。 令和4年3月25日

> 鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県条例第5号

鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例等の一部を改正する条例 (鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第69号)の一部 を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」 に改め、同条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の 67.5」に、「100分の107.5」を「、100分の100」に、「100分の62.5」を「、100分の57.5」 に改める。

(知事及び副知事の期末手当支給条例の一部改正)

第2条 知事及び副知事の期末手当支給条例(昭和26年鹿児島県条例第21号)の一部を次のよ うに改正する。

第2条第1項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第2号)の一部を 次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の 162.5」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第3号)の一部 を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に,「100分の167.5」を「100分の 162.5」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の期 末手当の支給に関する条例第3条第1項(同条第2項,第3条の規定による改正後の一般職 の任期付職員の採用等に関する条例第5条第2項又は第4条の規定による改正後の一般職の 任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含 む。)及び第3項から第5項まで(鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年鹿児 島県条例第51号) 第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。), 第2条の規定によ る改正後の知事及び副知事の期末手当支給条例第2条, 鹿児島県職員の給与に関する条例 (昭和26年鹿児島県条例第13号。以下この項及び次項において「給与条例」という。)第20条 第1項から第3項まで若しくは第6項,外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処 遇等に関する条例(昭和63年鹿児島県条例第3号)第4条第1項若しくは第8条又は公益的 法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鹿児島県条例第5号)第4条若しくは第8 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において 「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1 箇月以内に退職した者にあっては,当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給 与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)又は知事若しくは副知事の区分 ごとに,それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」と

- いう。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当 は、支給しない。
- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5 第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる 職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
  - ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
  - イ 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以 外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当 するもの(これらの職員のうち、知事が人事委員会と協議して定める職員を除く。次号 において「特定幹部職員」という。) 107.5分の15
  - ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員又 は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する第1号任期付研 究員 167.5分の10
- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
  - ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10
  - イ 特定幹部職員 62.5分の10
- (3) 知事及び副知事 167.5分の10
- 3 令和3年12月に鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号), 鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号)その他の知事が 人事委員会と協議して定める条例、規則又は規程の規定に基づき期末手当を支給された者に 対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、 同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日)における次の各 号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)又は知事若 しくは副知事の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、 「鹿児島県学校職員の給与に関する条例(昭和27年鹿児島県条例第29号)又は鹿児島県地方 警察職員の給与に関する条例(昭和29年鹿児島県条例第33号)の適用を受ける者その他の知 事が人事委員会と協議して定める者との権衡を考慮して知事が人事委員会と協議して定める」 とする。

(適用除外)

4 前2項の規定は、令和3年12月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあっては、当該退 職をした日)において臨時的に任用されていた職員若しくは令和4年6月1日(同日前1箇 月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日)において臨時的に任用されている職員 又は鹿児島県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(平成31年鹿児島県 条例第16号)の規定に基づき令和3年12月に期末手当を支給された者若しくは同条例の規定 に基づき令和4年6月に期末手当を支給される者には適用しない。

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が人事委員会 と協議して定める。

.....

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

# 鹿児島県条例第6号

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例(平成4年鹿児島県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア(のを削り、同号ア(の中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア(のを同号アのとし、同号アのを同号アのとする。

第28条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を 考慮して知事が人事委員会と協議して定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第32条を第34条とし、第31条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第32条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な 取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第33条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
  - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
  - (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第7号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年鹿児島県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第18条第1項」の次に「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用 に関する法律(平成14年法律第48号)第5条」を加える。

第19条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第2号)の一部を 次のように改正する。

第1条中「第2項」の次に「, 第4条, 第5条, 第6条第2項」を, 「第7条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(職員の任期を定めた採用)」を付し、同条の次に次の3条を加える。

- 第2条の2 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。
  - (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
  - (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- 2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

- 第2条の3 任命権者は、法第2条第2項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的 運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用すること ができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間

について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適 当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 鹿児島県職員の勤務時間,休暇等に関する条例(平成7年鹿児島県条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第16条に規定する介護休暇の承認
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定 による承認

(任期の特例)

第2条の4 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は,第2条の2第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第2条の2又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないときとする。

第3条中「前条各項」を「第2条から第2条の3まで」に改める。 第4条に次の1項を加える。

6 第2条の3の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間 勤務職員」という。)の給料月額は、鹿児島県職員の給与に関する条例(昭和26年鹿児島県 条例第13号。以下「県職員給与条例」という。)第5条の規定にかかわらず、同条の規定に よる給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を 同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数 を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

第5条第1項中「鹿児島県職員の給与に関する条例(昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「県職員給与条例」という。)」を「県職員給与条例」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 県職員給与条例第8条の3,第9条,第10条,第10条の3,第10条の5,第13条及び第 13条の2の規定は,任期付短時間勤務職員には適用しない。
- 4 任期付短時間勤務職員に対する県職員給与条例第11条第2項第2号及び第15条第2項の 規定の適用については、同号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務 職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年鹿児島県条例第2号)第2 条の3の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」とい う。)」と、同項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期 付短時間勤務職員」とする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

# 鹿児島県条例第8号

鹿児島県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県手数料徴収条例(平成12年鹿児島県条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1総務部の表1の項中「7,000円」を「10,400円」に改める。

別表第1商工労働水産部の表5の項の(3)中「2,100円」を「2,700円」に改める。

別表第1農政部の表10の項を次のように改める。

10 畜舎等	法第3条第1項の規	畜舎建築	7,000円
の建築等	定に基づく畜舎建築	利用計画	
及び利用	利用計画の認定の申	認定申請	
の特例に	請に対する審査	手数料	
関する法			
律(令和			
3年法律			
第34号。			
以下この			
項におい			
て「法」			
という。)			
の施行に			
関する事			
務			

別表第 1 土木部の表 5 の項の(2)中「7,000円」を「8,200円」に改め、同表14の2 の項の次に次のように加える。

のように加える。				
140202	(1) 法第5条の3第	管理計画	ア 法第5条の4各号に掲げる基準に適	
マンシ	1項の規定に基づ	認定又は	合することを証する書類として知事が	
ョンの管	く管理計画の認定	認定更新	認めるものを添付する場合	
理の適正	又は法第5条の6	申請手数	(ア) マンションの管理の適正化の推進	
化の推進	第1項の規定に基	料	に関する法律施行規則(平成13年国	
に関する	づく管理計画の認		土交通省令第110号)第1条の2第	
法律 (平	定の更新の申請に		1項第2号に規定する長期修繕計画	
成12年法	対する審査		(以下この項において「長期修繕計	
律第149			画」という。)の数が1である場合	
号。以下			5,800円	
この項に			(イ) 長期修繕計画の数が2以上である	
おいて			場合 5,800円に1を超える長期修	
「法」と			繕計画の数に1,600円を乗じて得た	
•	•	•	·	

いう。)			額を加えた金額
の施行に			イ その他の場合
関する事			(ア) 長期修繕計画の数が1である場合
務			28, 000円
			(イ) 長期修繕計画の数が2以上である
			場合 28,000円に1を超える長期修
			繕計画の数に15,000円を乗じて得た
			額を加えた金額
	(2) 法第5条の7第	管理計画	ア 法第5条の4各号に掲げる基準に適
	1項の規定に基づ	変更認定	合することを証する書類として知事が
	く管理計画の変更	申請手数	認めるものを添付する場合
	認定の申請に対す	料	(ア) 変更前の管理計画に係る長期修繕
	る審査		計画の数が1である場合 5,800円
			(長期修繕計画を追加する場合にあ
			っては, 5,800円に当該追加する長
			期修繕計画の数に1,600円を乗じて
			得た額を加えた金額)
			(イ) 変更前の管理計画に係る長期修繕
			計画の数が2以上である場合
			5,800円に1を超える当該長期修繕
			計画の数に1,600円を乗じて得た額
			を加えた金額(長期修繕計画を追加
			する場合にあっては, 当該金額に当
			該追加する長期修繕計画の数に
			1,600円を乗じて得た額を加えた金
			額)
			イ その他の場合
			(ア) 変更前の管理計画に係る長期修繕
			計画の数が1である場合 21,000円
			(長期修繕計画を追加する場合にあ
			っては,21,000円に当該追加する長
			期修繕計画の数に15,000円を乗じて
			得た額を加えた金額)
			(イ) 変更前の管理計画に係る長期修繕
			計画の数が2以上である場合
			21,000円に1を超える当該長期修繕

	計画の数に9,800円を乗じて得た額
	を加えた金額(長期修繕計画を追加
	する場合にあっては、当該金額に当
	該追加する長期修繕計画の数に
	15,000円を乗じて得た額を加えた金
	額)

別表第1危機管理防災局の表3の項の(4)のア中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(4)のイ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項の(4)のウ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(4)のエ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(4)のエ中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に改め、同項の(4)のオ中「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同項の(5)のア中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に改め、同項の(5)のイ中「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改め、同表5の項の(2)中「1枚」を「1通」に改め、同項の(7)のウ中「110,000円」を「98,000円」に改め、同項の(9)中「17,000円」を「15,000円」に改め、同項の(2)中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

別表第1警察本部の表 6 の項の(5)中「1,800円」を「1,600円」に改め、同表 7 の項の(5)中「第91条」の次に「又は第91条の2第2項」を加え、「を限定された」を「の限定をされた」に、「者に」を「ものに」に改め、同項の(7)の2中「750円」を「1,050円」に改め、同項の(7)の2の次に次のように加える。

(7)の3 法第97条の	運転技能	3,550円
2第1項第3号又	検査手数	
は第101条の4第	料	
3項の規定に基づ		
く運転技能検査の		
実施		

別表第1警察本部の表7の項の(5)のシを次のように改める。

- シ 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習
  - (ア) 法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この項において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。)に対する講習 6,450円
  - (イ) 普通自動車対応免許を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに 掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運 転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受け ている者に対する講習 2,900円

別表第1警察本部の表7の項の低中ス及びセを削り、ソをスとし、その次に次のように加え る。

セ 法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき2,250円

別表第1警察本部の表7の項の(5)のタ中「第108条の2第1項第14号」を「第108条の2第1 項第15号」に改め、同項の(も)のタを同項の(も)のソとし、同項の(も)を次のように改める。

(16)	法第108条の 2	一般特定	1,800円
第	第2項の規定に基	任意講習	
\frac{1}{2}	ざく講習	手数料	

別表第1警察本部の表7の項の(17)中「又は第108条の3の2」を「, 第108条の3の2又は第 108条の3の3」に改め、同項の似め「1,400円」を「1,450円」に、「800円」を「1,200円」 に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第1警察本部の表7の項の改正 規定は、同年5月13日から施行する。

鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例をここに公 布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第9号

鹿児島県税条例及び鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部を改正する条例 (鹿児島県税条例の一部改正)

第1条 鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「自動車税」を「個人の事業税,不動産取得税及び自動車税の種別割」に 改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、自動車税の種別割に係る徴収金については、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3に規定する指定納付受託者に委託して納付する ことができる。

第18条第5項中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

第38条第1項中「又は個別帰属益金額(法人税法第81条の18第1項に規定する個別帰属益 金額をいう。) | 及び「又は個別帰属損金額(同法第81条の18第1項に規定する個別帰属損金 額をいう。)」を削る。

(鹿児島県みんなの森づくり県民税条例の一部改正)

第2条 鹿児島県みんなの森づくり県民税条例(平成16年鹿児島県条例第43号)の一部を次の ように改正する。

第4条中「若しくは各連結事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項

第3号」に、「同条の規定」を「同条第1項の規定」に、「同条の表」を「同項の表」に改 める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中鹿児島県税条例第15条第 2項の改正規定及び第2条中鹿児島県みんなの森づくり県民税条例第4条の改正規定(「同 条の規定」を「同条第1項の規定」に、「同条の表」を「同項の表」に改める部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(事業税に係る経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の鹿児島県税条例第38条第1項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令 和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号口に掲げる改正規定に限る。)によ る改正前の法人税法(昭和40年法律第34号)(以下「旧法人税法」という。)第2条第12号の 7に規定する連結子法人(以下「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(旧法人税法 第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。)が施行日前に開始した 事業年度を除く。)に係る法人の事業税について適用する。
- 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事 業年度を含む。)に係る法人の事業税については、第1条の規定による改正前の鹿児島県税条 例第38条第1項の規定は、なおその効力を有する。

(県民税に係る経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の鹿児島県みんなの森づくり県民税条例第4条の規定は、施行 日以後に開始する事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年 度を除く。)分の法人の県民税について適用する。
- 5 施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事 業年度を含む。)分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度(旧法人税法第15条 の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度 が施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の県民税については、第2条の規定 (附則第1項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正前の鹿児島県みんなの森づく り県民税条例第4条の規定は、なおその効力を有する。

......

鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和4年3月25日

> 鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第10号

鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 鹿児島県吏員恩給条例等の一部を改正する条例(昭和51年鹿児島県条例第41号)の一部を次 のように改正する。

附則第9条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第 1号中「をいう」の次に「。次号において同じ」を加え、「(18歳以上20歳未満の子にあつて は、心身に著しい障害がある者に限る。)」を削り、同項第2号中「(前号に規定する子に限 る。)」を削る。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第11号

鹿児島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例

鹿児島県地球温暖化対策推進条例 (平成22年鹿児島県条例第16号) の一部を次のように改正する。

目次及び前文中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第2条第2号中「抑制並びに」を「量の削減並びに」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 脱炭素社会 法第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。

第4条第1項,第5条第1項及び第3項並びに第6条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第8条第2項第1号中「抑制」を「量の削減」に改める。

第10条第1号中「抑制に」を「量の削減に」に改め、同条第5号中「抑制に」を「量の削減に」に、「抑制を」を「削減を」に改める。

第14条の見出しを「(温室効果ガス排出量削減計画)」に改め、同条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に、「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改め、同条第2項中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改め、同項第2号中「抑制」を「削減」に改め、同項第4号中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改め、同条第4項から第7項までの規定中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改める。

第15条中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改める。

第16条の見出し中「温室効果ガス排出抑制計画等」を「温室効果ガス排出量削減計画等」に 改め、同条中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に改める。

第17条中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に、「量の抑制」

を「量の削減」に、「排出の抑制」を「排出の量の削減」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「抑制」を「量の削減」に改める。

第9章の章名中「低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第32条中「温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会」を「脱炭素社会」に改める。

第33条第1項中「温室効果ガス排出抑制計画」を「温室効果ガス排出量削減計画」に、「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

第34条及び第35条中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

附則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に提出されている改正前の鹿児島県地球温暖化対策推進条例(以下「旧条例」という。)第14条の規定による温室効果ガス排出抑制計画及び旧条例第15条の規定による報告書は、それぞれ改正後の鹿児島県地球温暖化対策推進条例(以下「新条例」という。)第14条の規定による温室効果ガス排出量削減計画及び新条例第15条の規定による報告書とみなす。

.....

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第12号

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例(平成28年鹿児島県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第81条の2第2項及び第6項」を「第81条の2第3項及び第7項」に改め、 同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか,基金には,国民健康保険事業特別会計の各年度の歳入歳出の 決算上生じた剰余金の全部又は一部を積み立てることができる。

第6条中「)及び」を「),」に改め、「同条第2項」の次に「及び第4項」を加える。

第7条中「第81条の2第9項第1号」を「第81条の2第10項第1号」に改める。

第12条第1項中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改める。

第15条に次の1項を加える。

2 知事は、法第81条の2第4項に該当する場合、算定政令第21条の2第3項の規定により算 定した額を限度として、その範囲内で基金を取り崩し、国民健康保険事業特別会計に繰り入 れることができる。

第16条中「前条」を「前条第1項」に改める。

附則第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第13号

鹿児島県民生委員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県民生委員定数条例(平成27年鹿児島県条例第8号)の一部を次のように改正する。本則の表薩摩川内市の項中「292人」を「299人」に改め、同表日置市の項中「140人」を「141人」に改め、同表さつま町の項中「95人」を「94人」に改め、同表肝付町の項中「60人」を「61人」に改める。

附則

この条例は、令和4年12月1日から施行する。

.....

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第14号

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例

鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例(昭和62年鹿児島県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「15,200円」を「15,230円」に改め、同号イ中「4,550円」を「4,560円」に改め、同項第2号イ中「9,110円」を「9,130円」に改め、同項第3号中「10,900円」を「10,930円」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第15号

鹿児島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

鹿児島県学校職員定数条例(昭和51年鹿児島県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「3,163人」を「3,156人」に改め、同条第3号中「1,615人」を「1,635人」 に改め、同条第4号中「12,313人」を「12,433人」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県条例第16号

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和39年鹿児島県条例第43号)の一部を次 のように改正する。

別表中「210円」を「220円」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布 する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

#### 鹿児島県条例第17号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例 鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例(昭和35年鹿児島県条例第47号)の 一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (30) 犯罪予防等通訳作業手当
- (31) 船舶警ら等作業手当

第31条の3の次に次の2条を加える。

(犯罪予防等通訳作業手当)

- 第31条の4 犯罪予防等通訳作業手当は、職員が犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に 伴う通訳の作業に従事したときに支給する。
- 2 犯罪予防等通訳作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、560円以内とする。 (船舶警ら等作業手当)
- 第31条の5 船舶警ら等作業手当は、職員が警察用船舶に乗船し、船舶警ら、犯罪の捜査、警 戒警備又は救難若しくは救助の作業に従事したときに支給する。
- 2 船舶警ら等作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、340円以内とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。